

## 議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成立致しました。

これより令和 2 年度第 6 回青梅市農業委員会を開会致します。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 5 番石川委員さん、第 6 番森田委員さんを指名致しますのでよろしくお願い致します。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

それでは、前回の総会から今日までの日程行事につきまして御報告致します。

8 月 4 日、西多摩農業委員会 臨時総会

(加藤会長)

: 瑞穂町町民会館

8 月 21 日、東京都農業会議 臨時総会

(加藤会長)

: 主婦会館プラザエフ (千代田区)

8 月 25 日、第 2 回土地部会

(加藤会長、土地部会員各位)

: 市役所会議室

8 月 25 日、第 1 回農政部会

(小峰職務代理、農政部会員各位)

: 市役所会議室

## 議長

次に日程 4 の議案審議に入ります。

議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5 件を上程致します。

それでは、整理番号 1 番および 2 番について、梅田委員さんの説明をお願い致します。

## 委員

議席番号 7 番 梅田です。整理番号 1 番について、説明します。8 月 13 日に本

人立ち合いのもと事務局と調査を行いました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。いちじく、ブルーベリー等が栽培され、全体的に畑として問題なく管理されておりました。次に整理番号2番について、説明します。8月13日、本人立ち合いのもと事務局と調査を行いました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。ビニールハウス2棟があり、キュウリ・トマト・オクラ・ミニトマトが栽培され、じゃがいも・タマネギ等もあり、全体として畑として適正に管理されておりました。

## 議長

次に整理番号3番について、町田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号8番 町田です。整理番号3番について説明します。8月13日、事務局と現地調査をいたしました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。こちらはサツマイモや里芋等が植えてありました。(地番・地目・面積)については、トマト、スイカ等がありました。(地番・地目・面積)については、畑を耕耘し、秋の野菜の準備をしている状態でした。

## 議長

整理番号4番から5番について、森谷委員説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号11番 森谷です。8月14日、事務局と現地調査を行いました。整理番号4番について説明します。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。栗の木とカリンの木が植えてあり、大変きれいに整備されておりました。一部の空いていた場所は秋に大根等を植える予定があるとのこと。次に整理番号5番について説明します。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。こちらは全てお茶畑になっておりました。大変きれいに整備されておりました。問題ないと判断しました。よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定致しました。

## 議長

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」を御説明申し上げます。議案の2Pを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の                      さんから譲受人の                      への売買契約でございます。

《議案参照。読み上げる》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。本案件については、農地所有適格法人となっておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第3号。本案件については、信託ではございませんので、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその従業員は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール（3,000㎡）以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその従業員が耕作の事業に供すべき農地は、合計30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、榊を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、8月17日に川鍋委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号2番の川鍋です。8月17日に事務局2名と現地調査を行いました。すべての農地について榊を栽培する計画とのこと。特段問題はないと思います。よろしくご審議お願い致します。

## 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件は原案のとおり証明することに決定致しました。

## 議長

次に、議案第3号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第3号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を御説明申し上げます。議案の3Pを御覧ください。

整理番号1番

《議案参照。読み上げる》

農地所有者の　　さんが死亡されたため、相続人である　　さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、　　さんが、生産緑地法第10条の規定にもとづき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願が行われたものでございます。

8月11日に、現地調査を野村委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

整理番号2番

《議案参照。読み上げる》

農地所有者の吉野シズ子さんが死亡されたため、相続人である吉野知喜さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、吉野シズ子さんが、生産緑地法第10条の規定にもと

づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

こちらは8月13日に、現地調査を鈴木清委員さんと行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、野村委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号4番の野村です。8月11日、事務局と現地調査いたしました。梅の木が植えられておりまして、普段から畑として問題なく管理されていまして。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号2番について、鈴木委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号13番の鈴木です。自宅前の畑で、普段から良好に管理されておりました。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

## 議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第 3 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」 2 件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」 3 件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」 3 件を御説明致します。議案の 4 P を御覧ください。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

議案第 4 号

整理番号 1 番

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第 4 号 別紙 1-1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和 2 年 8 月 10 日から令和 5 年 8 月 9 日までの 3 年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第 4 号 別紙 1-2》

の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、使用借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また作付計画を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、ネギおよびチンゲン菜の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、8月17日に川鍋委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

続けて、整理番号2番について御説明致します。

整理番号2番

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第4号 別紙2-1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。利用権設定の更新となり、設定する権利は使用貸借権です。



契約期間は令和2年8月10日から令和5年8月9日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2-2》の調書を御覧ください。

内容につきましては先程御説明した整理番号1番と同様となりますので、省略させていただきますが、こちらも許可要件をすべて満たしていると考えます。

また作付計画を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、人参・ニンニク・ジャガイモ・大根の栽培を行う予定となっております。

現地調査につきましては、8月14日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

続けて、整理番号3番について御説明致します。

整理番号3番

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第4号 別紙3-1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和2年9月10日から令和7年9月9日までの5年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙3-2》の調書を御覧ください。

内容につきましてはこちらも整理番号1番と同様となりますので、省略させていただきますが、同じく許可要件をすべて満たしていると考えます。

また作付計画を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、ナスの栽培を行う予定となっております。

現地調査につきましては、8月13日に加藤会長で行いまして、支障なしとの協議結

果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

#### 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

#### 委員

議席番号2番の川鍋です。8月17日、事務局および借人立ち合いのもと、現地調査を行いました。現状草がきれいに刈られており、今後はコマツナの栽培をする予定とのことです。

#### 議長

次に整理番号2番について、森谷委員さんの補足説明は何かございますか。

#### 委員

議席番号11番の森谷です。8月14日に事務局と借人立ち合いのもと現地調査を行いました。現在は、緑肥が植えられており、今後は、人参・にんにく・大根・カブ等を栽培される予定とのことです。

#### 議長

次に整理番号3番について、担当の私から補足説明いたします。

#### 委員

議席番号14番の加藤です。8月13日に事務局と現地調査を行いました。現在は、茶の木がりましたが、今後は借人が茶を伐採は、ナスを栽培する予定とのことでした。畑の管理をしっかりとってもらうようお願いしました。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。  
本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

ほかに御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

## 議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、2件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、13件で3ページから5ページに記載されたとおりです。

次に「その他事務処理 耕作証明書について」は、1件で6ページに記載されたとおりです。

最後に「その他事務処理 農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、2件で7ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了致しました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後16時10分から開会致します。